

「ICT活用の手引き」

福岡県立大牟田北高等学校

令和6年4月1日 第2版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引きをお読みくださり、本校の取組へのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1	端末使用の際のルール及び注意点	1
2	生徒用アカウントの取り扱い	1
3	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	1
4	健康面への配慮	1
5	トラブルが起きた場合の対応	2
6	端末を家に持ち帰って使用する場合	2
7	その他	2
	端末の貸出に関する留意事項	3
	<提出書類> 端末借用申請書	4

1 端末使用の際のルール及び注意点

- 端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意すること。
- 端末は原則として学校のみで使用し、家には持ち帰らないこと。やむを得ず家に持ち帰って使用する必要が生じた場合は、事前に「端末借用申請書」を提出した上で本手引きの記載事項を遵守して使用すること。ただし、持ち帰る理由によっては、申請を許可しない場合がある事に注意すること。
- 学習に関係のない目的で使わないこと。
- トイレや更衣室に持ち込まないこと。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。
- パスワードは、第三者に教えないこと。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）、学校での出来事等を、ネット上に不用意に書き込まないこと。
- 誹謗中傷等の差別行為を行わないこと。
- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報に触れた際は、速やかに担任又は本校担当教員に相談すること。
- Facebook・Twitter・Instagram・LINE等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）について、端末を使用して利用しないこと。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離30cm以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、担任に早急に相談・連絡すること。（土日、祝日は除く）
- 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。
- ネットトラブルに関しては、担任を通して、本校担当教員又は次の窓口相談すること。

福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口（電話 0120-494-100）

6 端末を家に持ち帰って使用する場合

- 事前に端末の貸出に関する留意事項を熟読のうえ「端末借用申請書」を提出すること。その際、家庭に通信環境がない場合は、その旨を申し出ること。情報管理課担当職員が状況を確認し、条件が適用された場合は「SIMカード」の貸出を行う。（SIMカードの貸与は緊急時等特別な条件の場合のみ）
- 貸与を受けた生徒及び保護者等は、貸与物品の使用方法及び取り扱いについて、学校長の指示に従い、最新の注意をもって管理しなければならない。
- 貸与物品は、原則として毎日学校に持参し、自宅に持ち帰るものとする。
- 貸与を受けた生徒は貸与物品の管理について以下の行為をしてはならない。
 - ① 貸与を受けた生徒以外のものに（教職員及び保護者等を除く）に使用させ、又は転貸すること。
 - ② 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
 - ③ 貸与物品に装飾等を行うこと。
 - ④ 貸出開始時の状態に復旧できない状態にすること。
 - ⑤ 貸与物品に許可なくソフトウェアをインストールしたり、本体の設定を変更したりすること。

7 その他

- 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。
- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。